

介護保険負担限度額認定について（施設を利用した場合の居住費等・食費の減額）

介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の入所及び短期入所生活介護（ショートステイ）を利用する方の居住費等・食費は原則、本人負担ですが、低所得の人は、申請して認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。

介護保険負担限度額の認定要件

次のいずれにも該当する方です。

- (1) 介護認定を受けている方
(2) 本人及び同一世帯全員（別世帯の配偶者※1を含む）が住民税非課税※2であること

※1 配偶者には、内縁関係の方を含みます。DV防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などは含まれません。

※2 住民税の課税状況は、介護保険料決定通知書等でご確認ください。

- (3) 利用者負担段階に応じた預貯金等の資産要件を満たしていること。（下記の表）

利用者負担 段階	対象者	預貯金等の条件 ※3
第1段階	* 生活保護受給者 * 本人及び同一世帯全員(配偶者含む)が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下、夫婦 2,000万円以下
第2段階	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額※4と年金収入(非課税年金を含む)の合計が80万円9千円以下の人	単身 650万円以下、夫婦 1,650万円以下
第3段階1	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入(非課税年金を含む)の合計が80万円9千円超120万円以下の人	単身 550万円以下、夫婦 1,550万円以下
第3段階2	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入(非課税年金を含む)の合計が120万円超の人	単身 500万円以下、夫婦 1,500万円以下

※3 第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の預貯金等の資産要件は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。

※4 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

注意事項

- 書類審査の結果、要件を満たさなかった場合は、その旨を通知し、認定証の発行は致しません。
- 介護保険負担限度額認定証の有効期限は、申請を受け付けた月の1日から次の7月31日までです。毎

年、更新の手続きが必要です。(6月中旬に更新のご案内を送付する予定です)

- ・認定要件を満たさなくなった場合は、認定証を返却する必要があります。

利用者段階と負担限度額（1日につき）

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階1	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階2	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

市町村民税課税世帯に対する食費・居住費の特例減額措置について

本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む。）が市町村民税を課税されている方は、食費・居住費の減額（負担限度額認定）の対象になりませんが、高齢者夫婦等の世帯で、1人が施設に入所（※）し、食費・居住費を負担することで、在宅で生活されている方の生活が困難にならないように、食費・居住費の減額措置（特例減額措置）の対象となる場合があります。

（※）短期入所生活介護（ショートステイ）は、対象となりません。

対象要件

次の6つの要件にすべて該当する方が対象となります。

- ①2人以上の世帯で、本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む）が市町村民税を課税されている方。
- ②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、負担限度額を認定されていない方。
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担、食費及び居住費の見込み額を除いた額が、80万円以下。
- ④世帯の預貯金額等の額が、合計450万円以下。
- ⑤日常生活のために、必要な資産以外に活用できる資産がない。
- ⑥介護保険料を滞納していない。

問い合わせ先

揖斐広域連合 介護保険課

〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎5階

電話(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126

※申請は、揖斐川町(0585-22-2111)、大野町(0585-34-1111)、池田町役場(0585-45-3111)の介護保険担当課で受け付けております。詳しくは、お住いの役場にお尋ねください。